

2016(平成28)年12月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
復興大臣 今村 雅弘 殿

平成29年度以降の復旧・復興事業に関する重点要望

民進党東日本大震災復旧・復興推進本部長 岡田 克也
東京電力福島第一原子力発電所事故対策・福島復興推進本部長 細野 豪志
『次の内閣』ネクスト復興大臣 金子 恵美
東北地方自治体議員フォーラム代表世話人 宗方 保

東日本大震災から5年9か月が過ぎました。避難指示区域の5.7万人を含め、避難者数は今なお約15万人であり、被災沿岸市町村では人口減少に歯止めがかからない状況です。原子力災害も未だ収束にはほど遠い状況にあり、責任の検証もなされていません。

建設工事費や不動産物件の価格上昇など、被災自治体や被災者にとっては、復興計画の遅れが続くとともに、震災前まで売り上げが回復している企業は44%止まり（特に水産加工業は24%）であり、農林水産業や観光業等への風評被害も根強く、不安と懸念が払拭されておられません。

したがって、政府においては、引き続き復興を政策の最優先事項と位置づけ、海岸対策などハードの復興に加え、水産加工業をはじめとする地元企業への支援や、被災者の心身の健康に対する支援など、復興の手応えを感じることができるよう取り組みを加速させなければなりません。

そのためにも被災自治体の負担軽減や各種支援制度の継続、そして何より原子力災害収束に政府が責任をもって対処し、風評被害の払拭及び風化させない取り組みを強化するよう強く求めます。そして、被災各県・市町村からの意見を十分に踏まえ、以下について特段の措置を講じるよう強く要望致します。

記

1. 原発事故の早期完全収束をはかること。また、風評被害をはじめとする、全ての原発事故による損害賠償について迅速かつ十分に対応すること。
2. 集中復興期間以降においても、長期にわたる復興財源及び人的支援を確保し、柔軟な運用とともに、被災者一人ひとりに寄り添った施策を続けること。

3. 子ども被災者支援法に基づく支援策の具体化を図るとともに、健康管理を徹底し、長期的な財源及び人的支援に努めること。
4. 東日本大震災・原発事故に起因する不登校やいじめ等により、学校生活に困難を抱える子どもへの支援体制の強化及び学校・教育委員会への指導の徹底に取り組むこと。
5. 災害時には緊急事態条項ではなく、現場にこそ権限があることがもっとも必要であることを認識し、災害対策基本法並びに災害救助法について予め市町村に救助の主体及び権限の行使を認めること。
6. 東日本大震災事業者再生支援機構について、既存事業の再生のみならず、イノベーションの促進や中核企業の育成を設置目的に加えるとともに、支援決定の期間の延長など被災地域の事業者の成長と起業促進を図ること。
7. 農林水産業物の安全性にかかる信頼回復及び正確な情報を発信し、各国に対し全面輸入停止措置を撤廃させるよう強く働きかけるとともに、特に、課題を抱えている林業や漁業の再生に向けての十分な支援を行うこと。
8. 海外から東北への旅行者増に向けた誘客促進、また、政府の会議やスポーツ等大規模国際イベントの東北開催について特段の配慮を行うこと。
9. 再生可能エネルギー事業、A I（人工知能）や自動走行などの近未来技術、ドローン、ビッグデータの活用、I L C（国際リニアコライダー）誘致など、創造的復興につながる諸施策について東北での実現を図ること。
10. 医師の地域偏在解消など東北地方の地域医療の課題解決に向けて取り組むとともに、高齢化に伴う移動手段の確保のための公共交通政策の充実など、長期的な東北復興への支援を行うこと。

なお、上記の要望に加え、東日本大震災からの復興途上にある被災自治体が台風等の自然災害によって深刻な被害を被った場合には、被災県の特殊事情を理解の上、災害復旧の早期実施、そのための財政支援等に特段の配慮（※別紙）がなされるよう、要望致します。

以上

※平成28年台風第10号の災害対策については東日本大震災津波からの復興途上であることから、震災と台風の二重の被害を受けた地域においては、震災対応と同等の予算措置、制度設計がなされるよう強く要望します。

1. 被災者に対する支援

床上浸水被害の多くが半壊程度の被害に該当すると認められることから、床上、半壊同等の支援が受けられるよう特段の配慮を行うこと。災害援護資金貸付、地方税法の税制上の措置については東日本大震災に準じ、対応すること。

2. 被災自治体に対する支援

被災児童生徒に係る修学援助事業、医療・介護などにおける負担金の軽減、被災幼児に係る幼稚園保育料の減免、被災者の住宅再建等に対する支援等、被災自治体が行う被災者支援事業に対する財政支援を行うこと。

3. 商工業や農林水産業に対する支援

- ・事業者に対する多重債務対策及びグループ補助金制度の適用を行うこと。
- ・農地や農業機械を含めた施設、設備の早期復旧に向けた支援策。農作物などの被害補助、畜産農家への代替飼料購入費に対する支援。農業生産基盤早期復旧のため調査設計費の支援。今後の事業展開のための復興支援対策及び当面の生活保障を行うこと。
- ・小規模個所も含めた林道の復旧。国庫補助申請用査定設計に要する経費の補助率のかさ上げ、沢沿いの流木の撤去費用に係る財政支援を行うこと。
- ・漁港、海岸等に漂着した流木の処理、定置網、さけますふ化場、内水面養魚施設等の生産基盤の早期復旧に向けた財政支援を行うこと。
- ・一次産業の加工施設、水産加工施設の復旧のための財政支援を行うこと。

4. 災害復旧事業の早期実施等について

- ・被災自治体に対する災害査定申請及び復旧事業に従事する一般職及び土木技術技師の人的支援を行うこと。
- ・地域情報通信基盤整備事業や超高速ブロードバンド基盤整備事業等により整備した施設及びテレビ共同受信施設の早期復旧に対する財政支援を行うこと。
- ・被災公共施設、社会福祉施設、水道施設の早期復旧に対する財政支援を行うこと。
- ・災害等廃棄物の処理費用や半壊などの家屋の解体費について東日本大震災と同様に補助対象とすること。更に災害廃棄物処理に係る処理計画の策定、処理の施工監理等の委託料についても補助対象とすること。

5. 災害に強いインフラの整備・復旧について

・公共土木施設の被災箇所が極めて多く、かつその被害額が多額であることから、公共土木災害復旧の対象外となる小規模被災箇所についての財政支援の他、国庫負担申請用査定設計に要する経費について補助限度額の引き上げや補助率のかさ上げなどに対する財政支援を行うこと。

・被災した一般国道等の道路や河川の護岸整備、堆積土砂、立木及び河川支障木の除去など抜本的な防災対策などへの財政支援を行うこと。

6. 災害対策に係る特別交付税の重点配分等について

・東日本大震災からの復興途上の特殊事情をご理解の上、災害対策に係る特別交付金の重点配分について、特段の配慮を行うこと。

・災害からの復興に迅速に対応するため、各省庁横断的な新たな一括交付金の創設を行うこと。また、各種復興事業に係る過疎対策事業債等の重点配分を講じること。

以上